

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年8月19日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和4年7月13日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

- 1 相手方 白井市在住の個人1人
- 2 事故の概要

令和4年5月29日午後1時25分頃に、職員がごみゼロ運動のごみの回収作業のため、庁用車で市内を走行していたところ、相手方住居の塀に接触し、ブロック塀及びフェンスを破損させたもの。

- 3 損害賠償の額 金75,900円
- 4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金75,900円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。